

標 題：

日本籍船舶に備えられる
航海用レーダーについて

NKテクニカル インフォメーション

No. : 291

Date : 平成 10 年12月10日

関係船主・造船所各位

航海用レーダーの性能基準を定めている IMO 総会決議 A.477(XII)を改正する決議 MSC.64(67)が採択されたのに伴い、弊会は、同決議の付属書を基に、日本籍船舶用「安全設備規則」を改正する予定にしております。

同規則が改正されるまでの暫定措置として、1999年1月1日以降、日本籍船舶に備えられる航海用レーダーは、「船舶設備規程」及び同改正(1999年1月1日施行)に従い、日本国・日本小型船舶検査機構・日本舶用品検定協会により検査・承認・検定を受けたものとする事と致しましたのでお知らせいたします。

なお、ここで、「船舶に備えられた日」とは、「電波法に基づく無線局開局に係わる予備免許又は無線設備の変更の許可を受けた日」といたします。

以上

お問い合わせ : 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。